

## 議会改革調査特別委員会審査結果

☆ 開催日時 令和3年11月22日(月) 午前10時00分

☆ 会議室 正庁1・2

☆ 協議事項	結果
<b>1 議決すべき事件について</b>	左記のとおり
議決すべき事件条例制定により外れた各種委員会の取扱いについては、各派代表者会議で協議することが承認された。	
<b>2 議会基本条例の検証（C評価について）</b>	左記のとおり
第15条第2項「議会は、電子採決導入について、調査・研究します。」については、電子採決できる機器導入の要望をしないことが承認された。	
また、条文については、そのまま残し、継続して今後も調査研究を続けていくことが承認された。	
第23条「議会は、議会による事業仕分けその他の政策評価を研究します。」については、調査研究は続けて行き、条文については、「事業仕分け」の文言を削除することが承認された。	
議会基本条例の全体の見直しについては、なしということが承認された。	
なお、次回、議会基本条例について正副委員長の改正案を提示することとなった。	
<b>3 議会モニター意見の検証について</b>	左記のとおり
議会モニターからの意見・感想等への回答については、正副委員長案を配布し、意見がある場合、11月30日までに議会事務局へ提出してもらうこととした。その後、ホームページに掲載することが承認された。	
<b>4 議会報告会・意見交換会、議会モニター会議について</b>	左記のとおり
令和3年第4回定例会の議会報告会・意見交換会については、開催する会場をどこにするか等、再度、本委員会で協議することとした。	
議会モニター会議については、令和4年2月頃に開催予定とすることとし、日時等の詳細については、正副委員長に一任ということで承認された。	
<b>5 その他</b>	左記のとおり
なし	

